間税会ニュース

平成28年５月15日
No. 46

福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3　皐月マンション311号　TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です

写真提供：市丸専務理事

のおがたチューリップフェア 2016（福岡県直方市）

今年で 20 回目を迎えたチューリップフェア。３月 26 日から４月３日の期間、直方リバーサイドパークに市民ボランティアの手で植えられた約 13 万本のチューリップとムスカリ、桜や菜の花が咲き誇りました。

（主要目次）

●「税の標語」募集 …… 2
●消費税の軽減税率制度のポイント …… 3
　１ 軽減税率の対象となる品目 …… 3
　２ 帳簿及び請求書等の記載と保存 …… 4
　３ 税額計算の特例 …… 5
　４ 適格請求書等保存方式 …… 6
●軽減税率対策補助金とは …… 7
　・A型 複数税率対応レジの導入等支援 … 8
　・B型 受発注システムの改修等支援 …… 9
　・その他 …… 10

「税の標語」募集!!

・全国間税会総連合会
・傘下　各間税会

平成28年の「税の標語」を募集します

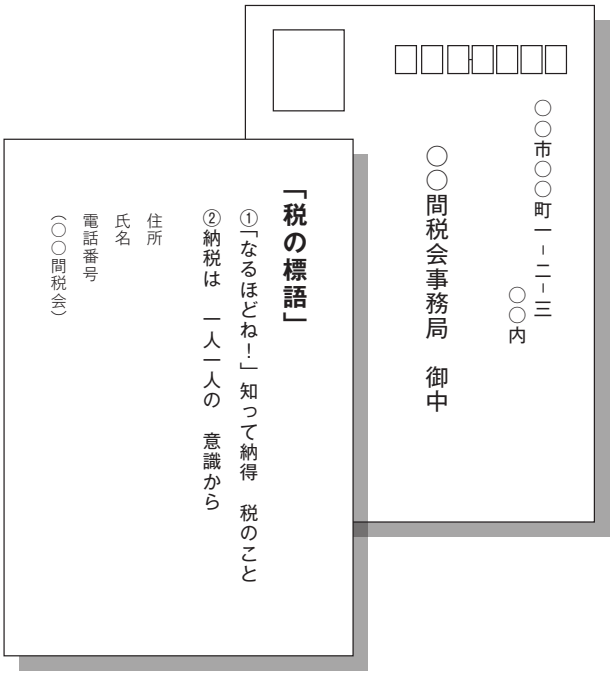

内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の５・７・５にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）
ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じか著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

応募要領

○**対 象 者**…間税会員、非会員を問いません。

○**応募方法**…「郵便」か「FAX」又は「全間連インターネット・ホームページ」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。
なお、応募は、全国間税会総連合会に対して直接行っても差し支えありませんが、**<u>できるだけ応募者の地元の間税会を通して行うこととして下さい。</u>**
おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

※「税の標語」の募集は、一般社団法人　大蔵財務協会の後援を受けています。

○**応募期限**…平成28年９月10日（土）まで

応募先

①　応募者の地元の間税会
②　〒105-0003 東京都港区西新橋 3-23-6 白川ビル３F
全国間税会総連合会事務局
・ホームページアドレス　http://www.kanzeikai.jp
・FAX　03-3437-0301

入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用…応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があり、その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

平成２９年４月１日～

消費税の軽減税率制度が導入されます

平成28年4月
国　税　庁

軽減税率制度のポイント

軽減税率制度の導入時期	平成 29 年４月１日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率(注) 2.2%） 軽減税率は８%（消費税率 6.24%、地方消費税率(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の対象品目	①　酒類・外食を除く飲食料品 ②　週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・　対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・　仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等(注1)の保存」ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(注2)の保存が要件となります。 （注１）「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 （注２）「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 33 年４月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります。
税額の計算	・　売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・　区分経理が困難な事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方
・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
　例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
・軽減税率対象品目の仕入れのみあり
　例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

①発行する請求書等は区分記載請求書等へ
②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
③申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

１　軽減税率の対象となる品目
２　帳簿及び請求書等の記載と保存
３　税額計算の特例
をご覧ください。

免税事業者の方
軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

１　軽減税率の対象となる品目
２　帳簿及び請求書等の記載と保存
をご覧ください。

１　軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。
なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1　軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》

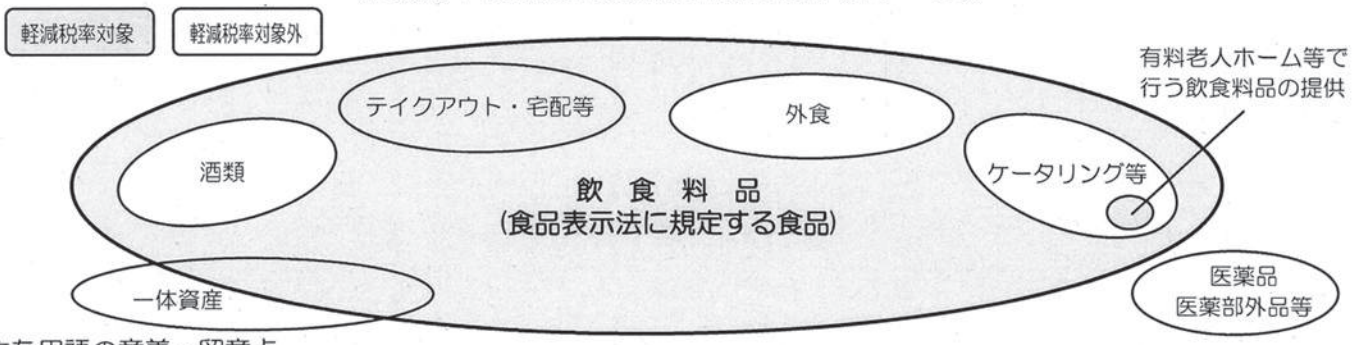

主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が１万円以下であって、食品の価額の占める割合が 2/3 以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2　帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成29年4月~平成33年3月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	請求書等への記載事項	帳簿への記載事項
平成 29 年3月 31 日まで 【現行制度】	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額
平成 29 年4月1日から 平成 33 年3月 31 日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） ①　軽減税率の対象品目である旨 ②　税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※　①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨

（注）1　請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2　取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

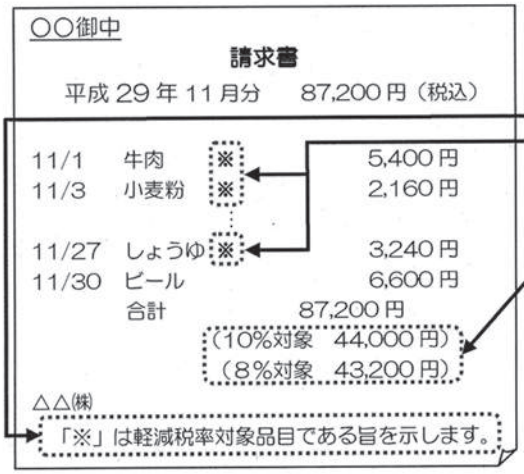

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

①　軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

②　税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3　税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

（注）特例の適用期間は、中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下）と中小事業者以外の事業者で異なります。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	①　仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	②　①以外の事業者	③　①・②の計算が困難な事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 小売等軽減仕入割合 ＝ 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額 ／ 卸売業・小売業に係る仕入総額	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 軽減売上割合 ＝ 通常の連続する１０営業日の軽減税率対象品目の売上額 ／ 通常の連続する１０営業日の売上総額	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで ※　①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	①　売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	②　①以外の事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 小売等軽減売上割合 ＝ 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額 ／ 卸売業・小売業に係る売上総額	○　**中小事業者** 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に簡易課税選択届出書を提出し、同制度を適用可能 (参考)原則はその課税期間の開始前に届出書の提出が必要 ○　**中小事業者以外の事業者** 簡易課税制度に準じた方法で仕入税額を計算可能 そのための届出書は、当該計算を行おうとする課税期間中に提出が必要 (参考)適用を受けようとする課税期間ごとに提出が必要
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで ※　簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	中小事業者：以下の課税期間に適用可能 平成29年4月1日から、平成30年3月31日までの日の属する課税期間 ※　届出書は平成29年1月1日から提出可能
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成29年4月1日から平成30年3月31日の属する課税期間の末日まで ※　届出書は平成29年1月1日から提出可能

4　適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成33年4月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成33年4月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

○　適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
（注）申請受付は、平成31年4月からとなります。

○　適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要

○　適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期　間	割　合
平成33年4月1日から平成36年3月31日まで	仕入税額相当額の80%
平成36年4月1日から平成39年3月31日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

○　お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「#又は3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

○　税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○　軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1．中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援（注）
※　詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせ下さい。　ＵＲＬ　http:// kzt-hojo.jp
専用ダイヤル　０５７０－０８１－２２２　【受付時間】９：００～１７：００（土日祝除く）

2．中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※　最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うＰＯＳレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル　０５７０－２００－１２３　【受付時間】９：００～１７：００（土日祝除く）

メール　ホームページ上の専用フォームをご利用ください。
ＵＲＬ　http://www.tenkasoudan.go.jp（２４時間受付）

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応として、２つの申請類型があります。

A型　複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型　受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。
  ※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- Ａ型及びB-2型は事後申請、Ｂ-1型は事前申請になります。
- 申請書の作成サポートも充実しています。
  ・Ａ型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
  ・Ｂ型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。（※自らパッケージ製品・サービスを購入し導入した場合には、その限りではありません。）

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成29年３月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限
  A型及びB-2型　：平成29年5月31日までに申請（事後申請）
  B-1型　　：平成29年3月31日までに事業が完了するように申請（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

参考　**この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）**
詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

A型　複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計４種類の申請方式に分かれます。

A-1型　レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型　レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型　モバイルＰＯＳレジシステム

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせて、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型　ＰＯＳレジシステム

ＰＯＳレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ１台あたり２０万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、１台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が３万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに１台あたり２０万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、１事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。

※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、追ってホームページで公表します。

B型　受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型　受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型　受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替も補助対象となります。

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でＥＤＩ／ＥＯＳ等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。
※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は２段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。
  ※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うことになります。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の２/３です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の１／２を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

http://kzt-hojo.jp/

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (081) 222　（IP電話等からの番号 **03 (6627) 1317**）

レジメーカー・レジ販売店・システムベンダー等のみなさま
本補助金事業実施にあたり、以下について、ご協力をお願いいたします。

A-1型　レジ・導入型
- レジメーカー様による事務局への指定メーカー登録申請、および対象製品型番登録申請
- 指定レジメーカー様による「対象製品証明書」の発行

A-2型　レジ・改修型
- レジメーカー様および販売店様等による「改修証明書」の発行

A-3型　モバイルＰＯＳレジシステム
- サービスベンダー様による事務局への指定ベンダー登録申請、および対象サービス・対象製品（対象パッケージ）型番登録申請
- 指定ベンダー様による「対象サービス・対象製品（対象パッケージ）証明書」の発行

A-4型　ＰＯＳレジシステム
- ＰＯＳレジメーカー様、ベンダー様による事務局への指定メーカー・ベンダー登録申請、および　対象製品型番登録申請
- 指定ＰＯＳレジメーカー様、ベンダー様による「対象製品証明書」の発行

B-1型　受発注システム・指定事業者改修型
- システムベンダー様による事務局への指定システムベンダー登録申請、および改修・入替工数、改修・入替作業単価等の登録申請

B-2型　受発注システム・自己導入型
- パッケージメーカー様による対象パッケージ製品・サービス型番登録申請

補助事業実施にあたり、ご協力をお願いします。
- 指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請
  - ・事務局に型番登録がされた製品が、補助対象となります。
  - ・型番登録申請と同様式で（メーカー様・ベンダー様の）指定登録申請も行っていただきます。
- 対象製品証明書、対象サービス証明書：申請者が補助金交付を受けるために必要です。

登録方法等については以下ＵＲＬをご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

http://kzt-hojo.jp/

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (053) 555　（IP電話等からの番号 **03 (6627) 1316**）